


庁議付議事案書

開催・平成29年9月19日

所管部課	総務部職員課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市臨時職員の雇用等に関する要綱の一部を改正する訓令について					
		区分	1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>1) 改正の要旨 東京労働局長が、東京都最低賃金を26円引上げ時間額958円に改正することを決定したことに伴い、一般事務等の臨時職員の時間給が最低賃金を下回るため改正を行うものである。</p> <p>2) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第1に規定された一般事務及び図書館勤務員について時間給を20円引上げ、「940円」から「960円」とする。 ・現状雇用のない労務系3職種（用務員、給食配膳員及び庁舎警備員）について削除し、労務系の号給をそれぞれ繰り上げる。 <p>3) 施行日等 平成29年10月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同日以後の勤務に係る賃金について適用する。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>持ち回り庁議終了後、速やかに要綱改正の手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。